

令和3年3月15日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会
会 長 川 口 貴 弘

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)について

拝啓 春寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を承り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)が給付されますことをご案内いたします。

標記の一時支援金(*1)の申請が、3月8日より開始されております。

今回の申請は、パソコンのみオンラインでの申請となっております。

*1 対象は2021年の1～3月の中から、2019年または2020年の同月と比べ売り上げが50%以上減少している月を選びます(対象月)。

整骨院・接骨院は緊急事態宣言内(大阪・京都・兵庫など)の地域の患者さんが来院されている事の施術録(施術録は申請後に提出)が必要になります。

給付額は2019年または2020年の1～3月の売り上げの合計と対象月の売り上げを3倍した額の差が給付額です。

ただし、中小企業等は60万円、個人事業者等は30万円を上限に給付されます。

受付期間

2021年3月8日～2021年5月31日

詳細は一時支援金相談窓口・申請サポート会場

TEL0120-211-240 8:30～19:00(土日祝含む全日対応)

または、一時支援金事務局ホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/>)にて、ご確認をお願い致します。

コロナウイルスの影響により会員の先生方の施術と生活に不安が残る事だとは思いますが、早く平穏な生活に戻れるように執行部一同、切に願っています。

敬具

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和



制度の概要

一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

- ※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」
- ※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**
- ※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

お問い合わせ先

一時支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL：0120-211-240
- IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

【登録確認機関専用】

- TEL：0120-886-140
- IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475（通話料がかかります）

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

※IP電話等からのお問い合わせ先を修正しました（2月24日（水））